

指定申請のご案内

【提出書類】

- 指定申請時には、下記の「◆指定申請に必要な書類」「◆指定事業者の事業運営等を確認する書類」を提出する必要があります。

◆指定申請に必要な書類

提出書類		添付書類
①	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式1）	・ 事業所の位置図 ・ 事業所の(外観・内観)写真
②	機械器具調書（別表）	・ 機械器具調書に記載した機械器具の写真
③	誓約書（様式2）	
④	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式3）	・ 選任する主任技術者の免状の写し
⑤	法人 定款の写し	
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
	個人 住民票の写し	
⑥	指定給水装置工事事業者証交付申請書（様式10）	

【留意事項】

- ④ 給水装置工事主任技術者免状の写しを添付してください。
- ⑤ 定款の写し：代表者の原本証明が必要です。
 登記事項証明書：発行日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の原本です。
 住民票の写し：発行日から3ヶ月以内の原本で個人番号の記載のないものです。
- ※ ⑤の書類に事業所の所在地が記載されていない場合は、事業所の所在地が証明できるものが必要になります。（例：所在地証明書、納税証明書、賃貸借契約書等）
- ⑥ 事業者証が必要な事業者は提出してください。

◆指定事業者の事業運営等を確認する書類

提出書類		添付書類
①	指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項（様式4）	
②	給水装置工事主任技術者等の研修受講実績確認（様式5）	・ 受講を証明する書類（受講証等の写し）
③	過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況確認（様式6）	・ 資格を証明する書類 （資格者証・講習会修了証等の写し）
④	福岡市水道局指定給水装置工事事業者リストの公表に関する同意書（様式9）	

【申請受付】

○ 受付日時：開庁日の午前9：30～11：30 午後13：30～16：30

※ 窓口の混雑緩和のため予約制としております。事前にご連絡いただき、お越しく下さい。
(節水推進課 給水工事事業者指導係：TEL092-483-3138)

【手数料】

○ 指定手数料 5,000円

○ 指定事業者証交付手数料 2,000円

(支払方法)

手数料は、水道局が発行する納入通知書により金融機関への支払いになります。

納入後、領収書の写しを節水推進課までFAX(092-436-7841)等で送付してください。

※ 留意事項 ※

納期限は、発行日から2週間です。納期限までに納入しなかった場合、申請を取り下げたものとして処理します。

【指定日】

○ 指定日は、納入確認が20日までにできた時は翌月1日、21日以降の納入確認は翌々月1日が指定日になります。

(例1) 納入確認日が4月1～20日の場合、指定日は、5月1日

(例2) 納入確認日が4月21～30日の場合、指定日は、6月1日

【有効期間】

○ 指定の有効期間は、指定日から5年間です。

(例) 指定日が、令和2年4月1日の場合は、令和7年3月31日まで有効です。

【新規指定事業者講習会】

○ 新規の指定給水装置工事事業者を対象に講習会を実施します。指定申請時に窓口での受講案内と水道局のホームページにも受講案内を掲載していますので受講してください。

【講習会の主な内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の責務について
- ② 給水装置工事施行基準について
- ③ 給水装置工事の流れ(窓口業務)について



【参考】指定申請フロー図

① 指定申請関係書類の作成

② 指定申請書類の提出

- 事前に来局予定日時の予約（TEL：092-483-3138）

○ 対面による審査

注）事業運営等を直接確認するため対面としています。

可

※書類受理

否

○ 手数料の納入通知書発行

③ 手数料の納入・領収書写しの送付

- 指定の金融機関で納入通知書により手数料を納入
- 領収書の写しをFAX等で節水推進課に提出（FAX：092-436-7841）

※ 留意事項 ※

納入通知書の納期限は、発行日から2週間となります。

納期限までに納入がなかった場合、申請を取り下げたものとして処理します。

申請 手 続 完 了

○ 指定通知書と指定事業者証（交付申請者のみ）の送付

④ 指定通知書と指定事業者証（交付申請者のみ）の受取り

- 手数料の納入連絡後、2週間経過してもお受け取りできてない場合はご連絡ください。（TEL：092-483-3138）

区分)



: 申請者



: 水道局



: 申請者及び水道局